明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

（請求書作成の特例）

**第七条**　厚生労働大臣又は都道府県知事は、法第七条第一項の請求書を作成することができない特別の事情があると認めるときは、請求をしようとする者の口頭による陳述をその職員に聴取させた上で、陳述事項に基づいて当該請求をしようとする者に代わって請求書を作成し、これを当該請求をしようとする者に読み聞かせた上で、当該請求をしようとする者とともに署名又は記名押印をするものとする。

（書類の経由）

**第八条**　第二条第一項の申出又は第六条の提出は、当該申出又は提出をする者の居住地を管轄する都道府県知事を経由してすることができる。

（添付書類の省略）

**第九条**　第一条第一項又は第二条第一項の規定により請求書又は申出書を提出すべき場合において、厚生労働大臣は、特別な事由があると認めたときは、第一条第二項又は第二条第二項に規定する書類の添付を省略させることができる。

（郵送等による請求書の提出の日）

**第十条**　法第七条第一項の請求書が郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便により提出された場合には、その郵便物又は同条第三項に規定する信書便物（以下この条において「信書便物」という。）の通信日付印により表示された日（その表示がないとき、又はその表示が明瞭でないときは、その郵便物又は信書便物について通常要する送付日数を基準とした場合にその日に相当するものと認められる日）にその提出がされたものとみなす。

**附　則**

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（独立行政法人福祉医療機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部改正）

2　独立行政法人福祉医療機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十五年厚生労働省令第百四十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| **附　則**<br>**第三条**　（略） | **附　則**<br>**第二条の二**　（略） |
| （業務方法書に記載すべき事項の特例）<br>**第四条**　機構が機構法附則第五条の二第一項から第三項まで及び第五条の三第一項に規定する業務を行う場合には、機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、第二条の四各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。<br>一　機構法附則第五条の二第一項に規定する債権の管理及び回収に関する事項<br>二　機構法附則第五条の二第三項に規定する小口の教育資金の貸付けのあっせんに関する事項 | （承継債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務を行う場合における業務方法書の記載事項）<br>**第二条の三**　機構が機構法附則第五条の二第一項、第二項及び第三項に規定する業務を行う場合には、機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、第二条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。<br>一　機構法附則第五条の二第一項に規定する債権の管理及び回収に関する事項<br>二　機構法附則第五条の二第三項に規定する小口の教育資金の貸付けのあっせんに関する事項 |

| | |
| --- | --- |
| 三　機構法附則第五条の三第一項第一号に規定する旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成三十一年法律第十四号。以下この条において「旧優生保護法一時金支給法」という。）第三条の一時金の支払に関する事項 | （新設） |
| 四　機構法附則第五条の三第一項第二号に規定する旧優生保護法一時金支給法第六条第一項の一時金の支払に関する事項 | （新設） |
| 五　機構法附則第五条の三第一項第三号に規定する旧優生保護法一時金支給法第二十三条各号に規定する診断書の作成に要する費用の支払に関する事項 | （新設） |
| （共通経費の配賦基準の特例）<br>**第五条**　機構法附則第五条の二第五項及び第五条の三第二項の規定により特別の勘定を設けて経理する場合には、第十条中「経理する場合」とあるのは、「経理する場合並びに同法附則第五条の二第五項及び第五条の三第二項の規定により特別の勘定を設けて経理する場合」とする。 | （社会福祉・医療事業団法施行規則等の廃止）<br>**第五条**　次に掲げる省令は、廃止する。<br>一　社会福祉・医療事業団法施行規則（昭和五十九年厚生省令第六十号）<br>二　社会福祉・医療事業団の財務及び会計に関する省令（昭和五十九年厚生省令第六十一号） |
| （削る） | （社会福祉施設職員等退職手当共済法施行規則の一部改正）<br>**第六条**　社会福祉施設職員等退職手当共済法施行規則（昭和三十六年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。<br>第二条第一項中「社会福祉・医療事業団（以下「事業団」を「独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」に改める。<br>第三条、第三条の三第一項、第三条の四、第四条の見出し、第五条、第六条第一項及び第五項、第九条、第十一条、第十二条から第十七条まで、第十八条第二項、第十九条、第二十二条並びに第二十四条中「事業団」を「機構」に改める。 |
| （削る） | （年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律施行規則の一部改正）<br>**第七条**　年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律施行規則（平成十三年厚生労働省令第七十七号）の一部を次のように改正する。<br>第十二条から第十四条までを削る。 |

発行所　〒一〇五―八四五五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）